

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立長寿社会福祉センターについて、社会情勢の変化等に伴い、福祉用具等に係る業務を廃止するため、滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 福祉用具等に係る業務を廃止することとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととします。

議第33号

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第2条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号を次のように改める。

(19) 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 福祉用具等の展示および普及</u></p> <p><u>(5) 福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発</u></p> <p><u>(6) 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4)・(5)</u> 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新										
<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。 （1）～（18） 省略 <u>（19） 福祉用具改造および製作手数料 別表第1に定める額</u> （20）～（76） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1 <u>福祉用具改造および製作手数料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>簡易なもの</u></td> <td style="text-align: right;">1件につき 1,080 円</td> </tr> <tr> <td><u>複雑なもの</u></td> <td style="text-align: right;">同 2,170</td> </tr> <tr> <td><u>特に複雑なもの</u></td> <td style="text-align: right;">同 3,260</td> </tr> <tr> <td><u>高度な技術を要するもの</u></td> <td style="text-align: right;">同 4,350</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注1 改造または製作に当たり使用環境を確認する必要がある場合は、その実費を徴収する。</u> <u>2 材料費については、その実費を徴収する。</u></p> <p>別表第2以下 省略</p>	区分	金額	<u>簡易なもの</u>	1件につき 1,080 円	<u>複雑なもの</u>	同 2,170	<u>特に複雑なもの</u>	同 3,260	<u>高度な技術を要するもの</u>	同 4,350	<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。 （1）～（18） 省略 <u>（19） 削除</u> （20）～（76） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1 <u>削除</u></p> <p>別表第2以下 省略</p>
区分	金額										
<u>簡易なもの</u>	1件につき 1,080 円										
<u>複雑なもの</u>	同 2,170										
<u>特に複雑なもの</u>	同 3,260										
<u>高度な技術を要するもの</u>	同 4,350										